

議案第 3 号

越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

越前町長 高 田 浩 樹

越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(越前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 越前町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年越前町条例第46号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「66,400円」を「支給単位期間につき、66,400円」に改め、「定める額」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加え、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「同項の規定」を「第2項から前項までの規定」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
(越前町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第2条 越前町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(平成1

7年越前町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

第3条 越前町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の171.25」を「100分の172.5」に改める。

(越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の越前町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(次条において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第4条の規定による改正後の越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の越前町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。